

令和8年4月1日改正

沖縄県警察からのお知らせ

カヌー、カヤック、SUP等の

ろかい(パドルやオール等)をもって
運転するマリンスポーツの事業は

「カヌー等提供業」の届出が必要です

★みなしカヌー等提供業以外の「新規事業者」の方へ
令和8年4月1日以降にカヌー、カヤック、SUP等の事業を
開始する場合は

**経過措置はありません！
届出が必要です！**

届出をするには…

- ① 水難救助員の配置が必要です
 - ② カヌー等ガイドによる案内等が必要です
- ※②は特定カヌー(カヌー、カヤック、SUPのみ)

水難救助員に該当する資格(例示)

- ★日本赤十字社の水上安全法指導員等の資格
 - ★OMSBの水難救助員の資格
 - ★潜水指導団体のダイブマスター等の資格
- など

カヌー等ガイドの資格(例示)

★カヌー、カヤック、SUPの指導団体が
指導員として認定した資格

事業形態に応じてカヌー、カヤック、SUPそれぞれの
資格が必要です。

各指導団体ごとに資格の名称が異なります。
条例の基準を満たす資格が確認の上、受講してく
ださい。

★「みなしカヌー等提供業届出者事業者」の方へ

令和8年3月31日までに、カヌー、カヤック、SUP等に係る事業について
「プレジャーボート提供業」として届出をしている事業者について

- 令和10年3月31日までに、事業の形態に応じたカヌー等ガイドの
資格者を配置し、**事業変更の届出が必要**です。
- 事業変更の届出をした日又は上記期日の日のいずれか早い日
までは、ガイドによる案内等の事故防止の措置は適用されません。

※ 詳細は警察本部地域課もしくは各警察署地域課の担当者にお問い合わせください。

※ 爬龍船なども櫂(パドル)を使うため「カヌー等提供業」に該当します。(ガイドは不要)

沖縄県警察

事業者がとるべき事故防止の措置について

カヌー等提供業届出者等(改正水上安全条例第21条)

とらなければならない措置(義務)

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、カヌー等を利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、カヌー等を利用させないこと。
- (3) カヌー等利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由によりカヌー等の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にカヌー等を利用させないこと。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。
- (5) カヌー等のうち**公安委員会規則で定めるもの(「特定カヌー等」という。)**を利用させるカヌー等提供業届出者は、事業所ごとに、自ら特定カヌー等を操縦し、並びにカヌー等利用者を案内し、監視し、及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導をし、その他必要な措置を行う者(「カヌー等ガイド」という。)を置くこと。
※公安委員会規則で定める**特定カヌー等**とは、**カヌー、カヤック、スタンドアップパドルボード**の3種をいう。
- (6) 特定カヌー等をカヌー等利用者に利用させるときは、カヌー等ガイドに特定カヌー等を操縦させ、案内、監視及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導その他の必要な措置を行わせること。
- (7) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (8) 公安委員会規則で定めるところにより、**カヌー等利用者の名簿**及び**カヌー等ガイドの名簿**を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
※公安委員会規則で定める**カヌー等利用者の名簿**とは
カヌー等利用者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、当日の健康状態、利用日時、利用場所及び案内等を行うカヌー等ガイドの氏名(特定カヌー等に限る。)を記載したもの
※公安委員会規則で定める**カヌー等ガイドの名簿**とは
公安委員会規則の様式「資格者名簿」に、カヌー等ガイドの氏名、生年月日、住所、採用年月日、資格認定証の種類を記載したもの
- (9) カヌー等利用者に救命胴衣を着用させること。
- (10) カヌー等利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (11) カヌー等利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (12) 利用させたカヌー等に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄り警察署、交番等の警察官に通報すること。

とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① カヌー等に係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをカヌー等利用者に遵守させること。
- ② カヌー等利用者又はカヌー等ガイドと事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- ③ カヌー等利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- ④ 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑤ カヌー等ガイドに対し、毎年1回以上、カヌー等ガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑥ カヌー等提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- ⑦ カヌー等利用者が外国人であるときは、前記(1)～(3)及び(9)～(11)、上記①及び③に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。